

## 電気供給契約書（案）

公益財団法人かしわざき振興財団（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、新潟県立柏崎アクアパークほか7施設で使用する電気の供給について次のとおり契約を締結する。

- 1 契約件名 新潟県立柏崎アクアパークほか7施設で使用する電気供給
- 2 供給期間 平成31年4月 1日0時 から  
平成33年3月31日24時 まで
- 3 供給場所 仕様書「需要場所等一覧」のとおり
- 4 供給内容 別紙仕様書のとおり
- 5 契約単価 別紙仕様書のとおり
- 6 契約保証金 免除
- 7 特約条項 別紙「電気供給契約条項」のとおり
- 8 その他 別紙仕様書のとおり

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 新潟県柏崎市駅前2丁目2番45号  
公益財団法人かしわざき振興財団  
代表者 理事長 近藤 清信 印

乙

## 電気供給契約条項

### (目的)

第1条 乙は、次に掲げる対象建物を使用するために甲が必要とする電力を安定的に需要場所に供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

### (契約金額)

第2条 契約単価は、別紙仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

- 2 発電費用等の変動により契約金額が著しく不適當になったときは、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。
- 3 この契約締結後において、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、甲は、変更された税率に基づき増額又は減額された税額を負担するものとし、この契約をなんら変更することなく、相当する消費税額を加減して支払うものとする。

### (契約保証金)

第3条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

### (権利義務の譲渡の禁止)

第4条 甲は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

### (使用電力量の増減)

第5条 甲の使用電力量は、仕様書に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

### (契約電力)

第6条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- 2 当該施設において、最大需要電力が500kWを上回った場合は、最大需要電力等をもとに契約電力を甲乙協議の上定めるものとする。

### (計量及び検査)

第7条 計量日時は原則として毎月1日（協議により変更も可）とし、乙は計量日に計量器に記録された値の読みにより使用電力量を算定し、甲に通知しなければならない。

### (電気料金の算定)

第8条 電気の使用に対する代金（以下「電気料金」とする。）の算定は、一月（前月の計

量から当月の計量までの期間をいう。)の使用電力量により行うものとする。

#### (電気料金の支払)

第9条 乙は、第7条に定められた検査を行い、速やかに適法な請求書をもって各月毎、各需要場所毎に料金を請求することができる。

2 前項の電気料金は、第6条に定める契約電力に仕様書に定めた契約単価(基本料金税込単価)を乗じて得た額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額とする。)(以下「基本料金」という。))と、当該月における使用電力量に仕様書条に定めた契約単価(電力量料金税込単価)を乗じて得た額(以下「電力量料金」という。))を加算した額に、東北電力(株)が一般需要家に適用する燃料費調整単価(税込)に当該月使用電力量を乗じて得た燃料費調整額を増減した額に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた額を、1月毎に甲に請求できるものとする。

3 甲は、第1項の請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。ただし、支払日による早収・遅収等の定めがある場合、及び金融機関の口座から自動引き落としの定めがある場合、乙が定める「電気供給約款」等に基づき協議のうえ決定する。

#### (損害賠償の負担)

第10条 乙は、自己の責により電気供給の停止等のため甲に損害(第三者に及ぼした損害を含む。))を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

2 第三者の行為により電気供給の停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をする時は、乙は、甲に協力するものとする。

3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

#### (契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、書面により通告し本契約を解除することができる。

(1) この契約に関して提出した書類に虚偽又は不正の記載があった場合

(2) この契約の履行に関して不正があった場合

(3) 天災、その他の不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めた場合

(4) 故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合

(5) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は同条第2号に規定

する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合

- (6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
  - (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
  - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
  - (9) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第5号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
  - (10) 乙がこの契約に関して第5号から第8号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかった場合
  - (11) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合は、第10条第3項の規定にかかわらず甲に対してその損害を請求できないものとする。

（談合その他不正行為による解除）

第12条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令若しくは独占禁止法第50条第1項に規定する納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 乙が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき
- (3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）の刑が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法第198条の規定により確定したとき

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合は、第10条第3項の規定にかかわらず甲に対してその損害を請求できないものとする。

(契約解除に伴う措置)

- 第13条 第11条第1項及び第12条第1項の規定により契約を解除した場合において、乙は当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定使用電力量を基にして、第9条第2項の規定により計算して得た額の10分の1に相当する額以上を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げない。

(賠償額の予定)

- 第14条 乙は、第12条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額（入札告示において示した予定数量に予定単価を乗じて得た金額）の10分の1に相当する額を支払わなければならない。電力業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
- (1) 第12条第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合
- (2) 第12条第1項第3号のうち、乙の刑が刑法第198条の規定により確定した場合
- 2 前項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を甲に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(契約義務の未履行による損害賠償)

- 第15条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(天災による履行不能)

- 第16条 天災その他不可抗力によって業務上損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者の注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議のうえ定める。

(秘密の厳守)

- 第17条 乙は、この契約による業務を履行するため、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(費用の負担)

第19条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とする。

(法令の遵守)

第20条 この契約の執行について、甲乙は関係法令を遵守し信義に従い誠実にこれを行わなければならない。権利の濫用や公序良俗に反する行為は行ってはならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第21条 乙は、この契約の履行に当たり暴力団又は暴力団員から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 この契約にかかる訴訟は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し発注者、受注者記名押印のうえ各自1通を保有する。